

防衛大学校第26期生会会則

防衛大学校第26期生をもって、防衛大学校第26期生会（以下「本会」という。）を組織し、会則を次のとおり定める。

（目的）

第1条 会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本会則において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）要員 防衛大学校第26期生において陸上、海上及び航空の各要員に所属していた会員をいう。
- （2）記念行事 節目に当たる年を記念するための行事をいう。
- （3）関東地区 関東地方の内、東京都、埼玉県、神奈川県及び千葉県をいう。

（事業）

第3条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）会員名簿等の管理
- （2）記念行事の開催
- （3）期生会総会、懇親会等の開催
- （4）会員に対する弔慰活動
- （5）その他必要な事項

（組織）

第4条 本会は、本部及び支部を組織して、会の運営及び事務を行う。

2 本部は、関東地区に置き、会長、副会長2名、総務幹事（必要数）、会計幹事1名及び同窓会代議員をもって構成し、会の運営・事務を行う。

3 支部は、各要員毎に置き、各支部で支部長を置く。各支部の運営は、本会則に定める他、会長及び各副会長の定めるところによる。

（役員）

第5条 本会の本部に、次の役員を置く。

- （1）会長 会長は、副会長の中から互選により選出する。
- （2）副会長 陸上、海上、航空各要員において1名を選出する。
- （3）総務幹事 各要員から適任者（必要数）を副会長が推薦して、会長が指名する。
- （4）会計幹事 全要員から適任者1名を会長が指名する。

(5) 同窓会代議員 各要員から適任者を副会長が推薦して、会長が指名する。

(6) それぞれの役員の兼任は妨げないものとする。

(役員等の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長 本会を代表して会務を統括する。

(2) 副会長 会長を補佐して、会長が欠ける場合にはその職務を代行する。また、各要員における事務を統括する。

(3) 総務幹事 会長又は副会長の指示を受けて、次の業務を行う。

ア 各要員における事務の処理に関すること。

イ 会員名簿の管理に関すること。

ウ 記念行事、期生会総会、親睦会等の開催に関すること。

エ 弔慰に関すること。

オ 役員会の開催、議事録の整理に関すること。

カ 防衛大学校同窓会に係る各種行事に関すること。

キ 会員相互の情報共有に関すること。

(4) 会計幹事 会長又は副会長の指示を受けて、次の業務を行う。

ア 会費の集金・出納・保管に関すること。

イ 会計報告に関すること。

(5) 同窓会代議員 会長及び副会長又は総務幹事の指示を受けて、次の業務を行う。

防衛大学校同窓会代議員としての業務に関すること。

(6) 各支部長 会長及び副会長又は総務幹事の指示を受けて、次の業務を行う。

ア 各支部を代表して本部との連絡・調整及び意見提出に関すること。

イ 各支部内の会員への連絡・調整に関すること（会員名簿作成を含む）。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合には、その都度第5条の要領により、会長が指名する。この際の任期は、前任者の任期とする。

(役員会)

第8条 役員会は、会長、副会長、総務幹事及び会計幹事をもって構成し、必要の都度会長の指示により開催する。

2 役員会においては、本会の運営に必要な事項を審議し議決する。

(会計)

第9条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 会計幹事は、毎年3月末における会計状況について、会計幹事を除く役員の中から会長が指名した者による会計監査を受け、会計年度終了後1か月以内に会長に報告するものとする。

(会費)

第10条 会員は必要に応じて会費を納めなければならない。会費の徴収時期及び金額は役員会において決定する。

2 本会に寄付金があった場合には、寄付受けをし、会費に繰り入れるものとする。

(弔慰活動)

第11条 会員が死亡した場合は、原則として供花及び弔電により弔意を表すものとする。

2 前項によりがたい弔慰活動については、役員会で決定する。

(会則改定)

第12条 会則の改定は、役員会の発議により、過半数の賛成をもって成立するものとする。

附 則

1 この会則は、平成24年4月28日から適用する。

2 本会則に該当がなく、処置が必要な事項については、役員会における審議により決定して処理するものとする。必要により、一番近い期生会総会において審議する。

3 会費の最終的な用途については、役員会で決定する。